

食 品 安 全 委 員 会 第 79 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 1 月 27 日（木） 14:00 ～ 14:38

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「クロチアニジン」に関する食品健康影響評価について

・特定保健用食品「ブリティロール」に関する食品健康影響評価について

（２）新開発食品専門調査会における審議状況について

・特定保健用食品 2 品目に関する意見・情報の募集について

黒烏龍茶

松谷のおそば

（３）食品安全モニターからの報告（平成 16 年 12 月分）について

（４）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 1 - 2 特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 2 新開発食品専門調査会における審議状況について

資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 16 年 12 月分）について

6．議事内容

○寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」の第79回の会合を開催いたします。

本日は7名の委員全員が御出席です。スケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第79回会合）議事次第」というのがございますので御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は4点でございます。

資料1-1が「食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料1-2が「特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2が「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料3が「食品安全モニターからの報告（平成16年12月分）について」であります。お手元でございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬「クロチアニジン」及び特定保健用食品「プリトロール」に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報、意見募集の手続が終了しておりますので、そのことに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、まずクロチアニジンにつきまして、資料1-1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、ただいま委員長からお話がありましたとおり、12月2日の食品安全委員会において国民からの意見聴取をしてもよろしいかどうかということをお伺いをしておりまして、そのときに本品の概要については御説明をしておりますので、簡単に内容については御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、そこから「農薬評価書」というのが始まりますが、その5ページに本品の構造式が書いてございます。このような形をした化合物でございまして、昆虫の中樞神経系に作用するということで、殺虫剤として農薬として用いられでものでございます。

本品につきましては、既に国内での登録がございまして、今回、大豆、キャベツ等に適用拡大をするために申請があつて、食品安全委員会の方に食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

6 ページ以降、試験結果の概要が出ておりますが、動物の体内運命試験等を行っておりまして、本品につきまして、比較的迅速に体内から排泄をされていきまして、特段、特定の臓器に残留をするということは認められていないところでございます。

14 ページ以降、本品についての毒性試験の結果がとりまとめられておりますが、本品につきましては、農薬について通常行うべき試験とされている各項目について試験が行われておりまして、17 ページを御覧いただきますと、24 ヶ月慢性毒性試験 / 発がん性併合試験がラットで行われておりまして、ここにおいては腫瘍性病変が表 8 に書いてございますが、1500 ppm 以上投与群に甲状腺 C 細胞腺腫の所見があったということが報告されておりますけれども、専門調査会での御議論の結果では用量相関が認められていないこと。あるいは前がん病変であるものが有意な増加はしていないということから、これは発がん性は認められないという結論になっております。

同じように、遺伝毒性についても、陰性という結論になっておりまして、24 ページを御覧いただきますと、本品についての各試験における無毒性量がここに表となって出ておりますけれども、備考のところにありますように、催奇形性あるいは繁殖試験、繁殖能に対する影響、神経毒性、発がん性等の特殊な毒性は認められないということでございまして、この中の一番小さな数字でございます 24 ヶ月慢性毒性 / 発がん性併合試験の雌の数字を無毒性量といたしまして、安全係数 100 を取って、A D I を 0.097 mg/Kg 体重 / 日とするのが適当という結論が専門調査会でのとりあえずの御結論でございました。

これに基づきまして、12 月 2 日から昨年いっぱい、意見・情報の募集をいたしましたけれども、それに基づきまして、出されました御意見は、資料 1 - 1 の一番最後のページに書いてございますが、1 件でございまして、前回、12 月 2 日の本委員会におきまして、私から御説明をさせていただいたときに、本品は殺虫剤であるということで御説明をさせていただきましたが、そのときに用いた資料の 4 ページに「要約」というのがございますが、その 1 行目に「ネオニコチノイド系化合物の殺虫剤である」というところが「殺菌剤」と誤植をされておりまして、これが今回の御意見の御指摘になっておられます評価書の 4 ページの、殺菌剤は殺虫剤の間違いだらうという御指摘であります。全くそのとおりでございますので、訂正をさせていただきまして、そのほか、専門調査会の座長から、例えば A D I がむき出して書いてあるとか、表中の数字の説明が足りないとかいう御指摘もございましたので、その部分は訂正と申しますか、書き加えて今回最終報告として、1 月 26 日付けで専門調査会の座長より食品安全委員会委員長あてに審議結果として報告があったものでございます。

結論の部分につきましては、先ほど申し上げた A D I の数字、あるいはその設定の根拠につきましては、当初案どおりということでございまして、このような状況でございますので、本日御審議をいただきたいというものでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項にしまして、何かコメントとか、更に質問とかありますか。

○寺尾委員 これはパブリック・コメントに出す前に気がつけばよかったんですけども、例えば 6 ページの 4 つ目のパラグラフのところに「92.0～95.8 % T A R」とか、8 ページの文書の真ん中辺りに「T R R」という言葉があるんですけども、これが何を意味するかというのは、多分専門の人はすぐにわかるんだろうと思うんですが、一般の人に読んでもらうときには、何を意味するかわからないような気がするんです。これがわかるようにこれからしていただいた方がいいんじゃないかということなんです。

○村上評価課長 かしこまりました。農薬評価書の今、御指摘のあった点につきましては、脚注を付けるなり、解説を書き込むなりしておわかりいただけるようにしたいと思います。

○寺田委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、このクロチアニジンにつきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、クロチアニジンの 1 日摂取許容量を 0.097 mg/Kg 体重/日と設定するというものでよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、特定保健用食品「プリトロール」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 1 - 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

最初におわびをしておかなくてはならないのは、資料 1 - 2 を 1 枚めくっていただきまして、『「プリトロール」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）』となっておりますが、これは本日の時点では（案）が取れておりまして、1 月 25 日付けで食品安全委員会専門調査会座長より、食品安全委員会委員長あてに審議結果として提出をされているものでございます。

プリトロールにつきましては、昨年 12 月 24 日に意見・情報の募集に入ってもよろしいかどうかということで、本委員会にお諮りをした件でございまして、その時点で御説明をしておりますので、以下、簡単に御説明をさせていただきます。

プリトロールという商品名で販売をしたいと、小林製薬株式会社より申請されているも

のにつきましては、関与成分としてキトサンを含む錠剤形態の食品ということでありまして、「尿酸値の高めの方に適する」ということを標榜してお売りにになりたいということでございます。

含まれる関与成分は1日当たりキトサン 1.83 g ということでございます。

キトサンはカニ、エビなどの甲殻類の殻から得られるキチンを加水分解して得られるものでありまして、キトサンは一般の食品として販売されております。キトサンを配合したビスケット、スナックめん、魚肉ねり製品等が既に特定保健用食品として許可をされているものでありまして、キトサンの製品として、健康食品向けのキトサンの出荷量だけでも年間 200 t くらいに到達するというものであります。

本品につきましては、動物実験、変異原性試験等が行われておりまして、いずれも特に問題はないということになっております。本品は消化管内で胆汁酸と結合して排泄をするということで血中コレステロール低下作用を有するという報告がありますものですから、5 ページの「その他」のところに書いてございますように、医薬品との併用した場合に、医薬品の吸収に影響を与えることはないかどうかということで、会社としては幾つかの医薬品について実際にイヌを用いて薬剤単独及び本食品と併用した場合の吸収量の変化というものを検討しております。

この結果では特に大きな影響は認められないということでございますけれども、実験をしたのは3 ページに書いてある4 薬剤だけでございますので、念のため本食品の摂取に当たっては、多量に摂取すると、医薬品の吸収を抑制する可能性がありますので、摂取目安量を守ってくださいというような内容の注意喚起表示を行うという申請者の予定とのことを伺っておりまして、このようなことを踏まえて「4 . 安全性に係る審査結果」ということでございますが、「プリトロール」については食経験、*in vitro* 及び動物を用いた試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるというのが専門調査会でのとりあえずの結論でございました。

先ほど御紹介いたしましたように、12 月 24 日、本委員会において意見・情報の募集に入ることの御了承を得まして、それ以降、4 週間にわたって意見・情報の募集をいたしましたけれども、本件に関しては、特段の御意見はなかったということでございまして、1 月 25 日付けで専門調査会の座長より委員会あてに報告のあったものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項に関

しまして、どなたかコメント、質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、この特定保健用食品「プリトロール」につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、適切に摂取する限りにおいては安全性に問題はないと判断されるということでよろしゅうございますね。

どうもありがとうございました。

続きまして、新開発食品専門調査会における審議状況につきまして、説明をお願いします。

○村上評価課長 それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。資料2に記載されておりますのは、先ほど委員長より御紹介ありましたように、「松谷のおそば」という商品名のものと、「黒烏龍茶」という商品名のものと、2品目について新開発食品専門調査会における審議結果の案がとりまとめられたもので、本日お許しいただければ、本日より意見・情報の募集に入らせていただきたいというものでございます。

まず「松谷のおそば」でございますが、これは松谷化学工業株式会社からの申請の品目でございます。関与成分としては、難消化性デキストリンでございます。難消化性デキストリンを含んだそばでございます。標榜する文言といたしましては「血糖値の気になる方に適する」ということでお売りになりたいというものでございます。

1日当たりのそばの摂取目安量 120 g ということでありまして、その 120 g の中に難消化性デキストリンは 6.2 g 入っているというものでございます。

1 ページの 3 のところに食経験というのがございますが、難消化性デキストリンにつきましては、既に特定保健用食品として平成 17 年 1 月 20 日現在で 98 品目が許可をされております。ですから、98 の品目について、既に難消化性デキストリンを含んだ特定保健用食品が市場に存在して食べられているということでありまして。

本品につきましては、*in vitro* の突然変異誘発試験、あるいはマウスを用いた試験が行われておりまして、変異原性はないということと、それからマウスの試験でも特段の問題となるような所見は認められなかったということでございます。

ヒト試験も、特におそばを食べられる方の年齢は比較的高齢者層であろうということで、60 歳以上の男性 12 名を対象とした試験、あるいは健常成人男女 24 名を対象とした試験等が行われておりまして、いずれも臨床上問題となるような胃腸症状、あるいは低血糖などの症状は認められていないという結果でございます。

それから、本品ではございませんけれども、いわゆる難消化性デキストリンそのものに

ついでにヒト試験は既に幾つか行われておりまして、それらの試験においても難消化性デキストリンに起因するような事象は認められなかったというような結論が報告をされているところでございます。

これらの観点から、専門調査会におきましては、3 ページの下の方のところにございますが、『「松谷のおそば」については、食経験、*in vitro* 及び動物を用いた試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断される』という御結論になっているところでございます。

引き続き「黒烏龍茶」につきまして、御説明をさせていただきます。

「黒烏龍茶」という商品名のものは、サントリー株式会社より申請のあったものでありまして、関与成分としてウーロン茶重合ポリフェノール、本来ウーロン茶の中に入っているポリフェノールでございますが、それを強化と申しますか、添加をしたというものでございます。清涼飲料水形態、もともとのウーロン茶と同じような形態の食品でございます。清涼飲料水形態、もともとのウーロン茶と同じような形態の食品でございます。中性脂肪が気になる方や、脂肪の多い食事を摂りがちな方に適する」ということを標榜してお売りにになりたいというものでございます。

ここにはOTPPと書いてありますが、これはウーロン茶重合ポリフェノールの略でございますけれども、関与成分をOTPPとして70 mg ということでございます。

食経験につきましては、5 ページの真ん中辺りから書いてございますが、結局、このOTPP 70 mg と申しますのは、通常のウーロン茶に含まれている量にいたしますと、ウーロン茶の通常のOTPP含有量は、5 ページの食経験のところの6 行目辺りに書いてございますが、1 本当たり30 mg 程度とされておりまして、このことから考えますと、この「黒烏龍茶」の中に入っているOTPPの量は普通のウーロン茶の約2 杯半から3 杯分に相当するということでございます。

そういう意味におきまして、ウーロン茶の摂取の量から考えますと、OTPPの食経験も十分にあるというふうに考えられるものでございます。

本品につきまして、*in vitro* 及び動物を用いた *in vivo* 試験、変異原性試験等が行われてまして、これにつきましては、いずれも問題となるような所見は得られておりません。

ヒト試験においては、6 ページの中段より上のところから始まっておりますヒト試験のところでございますが、成人男女44 名を対象にOTPPを138 mg を含むウーロン茶を1 日3 回摂取をしたところ、問題となるような変動はなかったということでございます。

試験期間中2 例に下痢の症状が認められたけれども、1 例は対象群で発生しているということと2 例とも症状は一過性ということなので、本食品摂取による下痢ではないという

判断を試験担当医がしているということでございまして、結果として特段問題となるような所見はなかったということでございます。

そのほか、本品を飲んだ場合の幾つかの懸念と申しますか、問題が発生する可能性について議論をされておりました、1つは、脂肪便発生の可能性ということでございまして、本品を摂った場合に、便中への脂肪排泄を認める脂肪便になるということはないのかということを検討しております、これにつきましては、7ページの上から2行目から3行目にありますように、本食品摂取によって下痢を伴うような脂肪便が発生する可能性は低いものと考えられるということになっております。

それから、7ページの真ん中辺りから、脂溶性ビタミンの吸収抑制の可能性はないかということについても、専門調査会で御議論をしておられまして、それは第2段落の後半辺りから書いてございますが、ビタミン類の血中濃度を安定的に保つための体内機構が存在するので、例えば脂溶性ビタミンでありますビタミンEは摂取量の大きな変動がない限り、欠乏あるいは過剰症は起こりにくいとされていることから考えて、本食品の安全性に大きな懸念はないというふうに推測をされるというものでございました。

これらの御議論の結果といたしまして、7ページの4.に書いてございますが、「安全性に係る審査結果」としては、『「黒烏龍茶」については、食経験、*in vitro*及び動物を用いた試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断される』という御結論になっております。

本日、お許しいただければ、本日より4週間の意見・情報の募集をさせていただきたいというものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 どなたか御質問、あるいはコメントございますか。

○小泉委員 教えていただきたいんですが、このウーロン茶の関与成分でOTPPそのものと、*in vitro*の実験のところのウーロン茶エキスというものとは安全性の評価において同等に扱われているのでしょうか。

○村上評価課長 OTPPは関与成分そのものでございますが、ウーロン茶エキスOTPPをある一定量含むので、このエキスをウーロン茶に添加をすることによってOTPPを増やしたものが本製品ということであろうと思います。

○小泉委員 ウーロン茶にOTPPを加えたのが商品ということですね。

○村上評価課長 そういうふうにお考えいただいてよろしいんじゃないかと思います。

○小泉委員 安全性評価をするときに、加えた製品と、OTPPだけとを区別して評価し

て判断する必要があるかなと思ったんですけれども。

○寺田委員長 よろしいですか。ほかにございますか。ありませんか。

これは多分多くの物質でS9マイナスでAme sがポジティブになる場合がよくありますけれども、ここの書き方は今の質問と関係してわかりにくいですね。5ページの下から4行目から、17%について「Ame s試験を実施したところ、いずれもウーロン茶と同等」、これをS9と加えていないときのウーロン茶ということですか。どういう意味なんだろう。変異原性を認めたと。S9マイナスで認めた。それでS9を入れると消えたということですかね。

○村上評価課長 御指摘のとおりでございまして、既に飲んでいるウーロン茶は、S9マイナスで軽い変異原性が出る。それをS9プラスにすることによって消えるということでありまして、それはウーロン茶についてOTPPの濃度を上げててもその状況は全く変わらなかったという趣旨です。

○寺田委員長 細かいことを言うと、ウーロン茶の中にあるS9マイナスでAme sポジティブの物質は1つか複数かわかりませんが、それはこのOTPPとは違うということですね。

ほかに何かありますか。よろしゅうございますか。

それでは、これは意見・情報の募集手続に入ることになります。

次は食品安全モニターから報告をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

昨年の12月に報告を受けたものにつきまして、御説明したいと思います。12月中に45件の報告がございました。その欄にございますように、BSE関係10件を始めとしたものの等々、多岐にわたっているものでございます。

例月に従いまして、委員会関係を中心にしまして、御報告したいと思います。

まず、1ページ目の下のところでございます。BSE関係でございますけれども、最初に抹消神経組織の関係で、異常プリオンたん白質が見つかったといったような研究成果を受けて2点ほどございました。

牛肉の流通を止めてくださいとか、季刊誌の創刊号でプリオンたん白質の分布についての説明がございますけれども、その記事を至急訂正してくださいといったような御指摘でございます。

コメントの方でございますけれども、次の2ページの方をごらんいただきたいと思います。BSE感染牛、この場合死亡牛であったわけでございますけれども、その抹消神経組

織の一部や副腎から微量の異常プリオンたん白質が検出されたという報告については、食品安全委員会のプリオン専門調査会におきまして議論され、現在行われている感染性の試験結果等の結果を待って、引き続き専門家による科学的な議論を慎重に進めていくことが必要であるとされておるところですということを述べています。

いずれにしましても、食品安全委員会としまして、今後とも中立公正な立場から最新の科学的知見に基づくリスク評価を行ってまいりますということを用意してございます。

なお書きとしまして、御指摘のありました季刊誌の記述につきましては、発刊時点の知見に基づいたものでありますけれども、今後とも最新の科学的知見に基づき正確な情報の提供に努めていくということで、気づきの点があればまた御連絡くださいというコメントを用意してございます。

そのほか、BSE関係で2ページの下にございますけれども、BSEに関する意見交換会に出席された方からの感想が2件ほどございました。よく理解できてよかったということで、こういうふうな情報や事実関係の周知を、メディアなども使いながらやっていくべきではないかといったような趣旨の御指摘でございます。

委員会からのコメントでございます。3ページでございます。

食品安全委員会では全国各地でこういう形で意見交換会を開催しておりますということで、各意見交換会では国民の皆様の理解を深めるため、BSEのリスク対策効果などを検証した中間とりまとめの内容や、厚生労働省、農林水産省からの諮問の考え方について説明を行うとともに、各地の参加者の皆様と、意見・情報の交換をしてまいりました。

また、こうした意見交換会の様子などにつきましては、複数の新聞やテレビでも紹介されたところでありましてということでございます。

「なお書き」でございますけれども、季刊誌で特別号を発刊し、中間とりまとめの内容についてわかりやすく情報提供などにも努めておりますということでございます。

今後とも国民の皆様の理解を深めるため、多様な媒体を通じてBSEを始めとした食品の安全に関する適切な情報提供に努めてまいりますというコメントを用意してございます。

そのほかBSE関係では、次のところで、海外と日本のBSE検査の方法を統一する必要があるんじゃないかといった指摘とか、米国産牛肉の輸入再開につきまして、日米交渉において、米国の言いなりにならないようにとか、我が国と同等の安全性を米国が担保しない限り再開されることなく、食品安全委員会のリスク評価に従って、輸入牛肉の安全確保に努めてほしいとか等々の御意見がございました。

5ページ、鳥インフルエンザの関係で全部で4件ほど御指摘、御意見をいただいております。

ます。最初の方では、最近ヒトへの感染という報道を見て心配になったということで、万全な対策を打ってほしいといったような趣旨とか、6ページでは、鳥インフルエンザのワクチンの接種の関係での御指摘をいただいております。

次に8ページでございますが、農薬の関係で2点ほど御指摘、御意見がございました。

1つは、除草剤の散布で米への影響が気になるといったこと。

お茶の葉に残る農薬の残留の問題についての懸念ということでございます。

9ページの方で「微生物・ウイルス関係」ということで、2件ほどございまして、いずれもE型肝炎の報道の関連で周知とか、原因究明に尽力をということでございます。

10ページでは、「かび毒・自然毒関係」で2件ほど、スギヒラタケに関連する急性脳症ということで、原因究明をという御指摘がございました。

11ページでございますけれども、遺伝子組換えの関係でございます。遺伝子組換えの新しい技術と、その食品についての消費者への情報提供をしっかりとしてほしいという趣旨でございます。

12ページでは、アクリルアミドにつきまして、御指摘をいただいております。ポテトチップやフライドポテト等の加工食品に発がん性が懸念される化学物質アクリルアミドの含有が多いようだけれども、どの程度摂取するとよくないのかといったところを明確に教えてもらえないかということでございます。

委員会からのコメントを用意してございます。加工食品中のアクリルアミドにつきまして、原料や調理方法によって食品個々の含有量の幅が大きいことから、食品ごとに一定の数値を示すことが困難であるということがございます。

更に食品中で生成される極めて微量なアクリルアミドのリスクをより正確に評価するためには、食品に含まれるのと同等の微量の暴露条件下での抑制に関する情報も必要だということもあります。

このため、食品中に含まれるアクリルアミドに関しては、現在、我が国を始め、世界各国においていろんな調査、試験研究が行われているところでありますということでございます。

また、本年2月中旬にはF A O / J E C F Aにおきまして、アクリルアミドの評価が行われる予定となっており、アクリルアミドに関するさまざまなデータを各国に要請してきておるという状況がございましてということでございます。

食品安全委員会では御承知のとおり、アクリルアミドにつきまして、ファクトシートという形で科学的知見を整理しまして、ホームページに掲載しておるわけでございますけれ

ども、この上記の２月のＦＡＯの会議で議論された内容等を整理しまして、ファクトシートの更新などに努めてまいりたいというコメントを用意しております。

13 ページ以降でございますけれども、食品衛生の関係では、賞味期限切れの商品があるということで、そういったことの指導徹底をとったようなことで、４件ほど御指摘がございました。

15 ページからは表示の関係でございますけれども、有機野菜等の表示が不適切に行われていることがあるということで、取締りの強化をとったようなことで、５件ほどいただいております。

17 ページ以降では「その他」としまして、トレーサビリティの関係で、偽装と言いますか、誤った情報が流れていないか。チェック機能の強化といったようなことなど５件とか、あるいは健康食品関係で３件、18 ページの下の方にございますけれども、食物アレルギー対策の拡充についてといったような御意見等々、全体で１２件ほどいただいております。

そのほか、都道府県の取組についての紹介が２件ほどありました。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまのモニターからの報告の説明につきまして、何かコメント、御質問ございますか。

あるいは答えの内容、コメントに関してのコメントございませんか。

それでは、今日はほかにございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様から何か御質問、コメントございますか。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会」第 79 回の会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきまして、２月３日木曜日、14 時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、１月 31 日月曜日、15 時 30 分から汚染物質専門調査会が、同じく 1 月 31 日月曜日の 17 時からは、かび毒・自然毒等専門調査会が、２月 2 日水曜日、13 時 30 分から緊急時対応専門調査会がそれぞれ公開で開催されますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。